

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

令和元年10月31日

木 曜 日

号 外

目 次

## 告 示

○富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱の一部改正

1

## 告 示

### 富山県告示第456号

富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱の一部改正について

富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱（平成26年富山県告示第 225号）の一部を次のように改正し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年10月31日

富山県知事 石 井 隆 一

第1条中「)等を」を「)を」に改める。

第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 登山届受理システム「コンパス」（インターネットを利用する方法により登山届を共有するシステムをいう。以下この項において「コンパス」という。）を利用して入山届を提出した者は、室堂ターミナル内においてコンパスによる入山届提出済証を提示したときは、第1項の入山届を知事に提出したものとみなす。

（自然保護課）

